## 平成29年度 町国民健康保険

平成29年度の特定健康診査は、毎年実施している集団健診に加え、個別健診、健診結果提供の3コースか ら選択できるようになりました。

## 【受付時間】

午前8時~10時(全会場共通) 【健診日程】 料金は無料です。

期日	場所			
6/1 (木)				
2 (金)	保健センター			
5 (月)				
6 (火)				
7 (水)				
8 (木)	老人福祉センター			
9 (金)				
10 (土)	保健センター			
29 (木)	<b>京郊小兄</b> 统			
30 (金)	富部公民館			
7 / 1 (土)	保健センター			
3 (月)	   老人福祉センター			
4 (火)	2八曲祖 ピンフ			
7 (金)	保健センター			
11 (火)	ゆたん歩 <sup>°</sup>			
12 (水)	保健センター			
8/20 (日)				
23 (水)	が陸ビンフ			
9/30 (土)				

## 新個別健診/医療機関健診

【健診日程】料金は無料です。 5月15日(月)~9月30日(土) 【実施医療機関】

- ○あざみ胃腸科クリニック
- ○市瀬医院 ○諏訪共立病院

○高浜医院

- ○平山医院
- ○三沢医院 ○溝□医院

、上げます。

※詳しい内容は、しもすわ健康 づくり応援ポイント事業(下 記)をご覧ください











人間ドックや職場健診の結果を提出いただくことで特定健診を受診し たことになります。

## 【健診結果提供方法】

健診結果を住民環境課国保年金係へご提示ください。

※人間ドックは費用の一部を助成します。

受診方法等の詳細は、特定健診の対象者にご案内する通知をご覧くだ さい。(5月上旬の送付を予定しています。)

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111 (内線137)

町では、住民のみなさんの主体的な健康づくりを応援し、健康意識の向上・運動習慣の定着化を目指す「し もすわ健康づくり応援ポイント事業」を実施します。

対 象 者: 町内に住所を有する20歳以上の方

対象事業:特定健診や保健センターでの各種検診、体育館で実施する健康づくり等の

教室、公民館講座への参加などでポイントが付与されます。

100ポイント貯めていただくと、1,000円相当の特典と交換することができます。 6月から始まる特定健診から早速80ポイント獲得できます。 是非特定健診を受けましょう。詳しい内容については、今後 町ホームページへの掲載、チラシ等の配布を予定しています のでご確認ください。

多くのみなさんの参加をお待ちしております。

■問い合わせ 下諏訪町保健センター 電話27-8384 (直通)



## 後期高齢者医療制度のお知らせです

# 平成29年度の保険料から軽減制度が見直されます

後期高齢者医療保険の保険料については以下のとおりに計算されています。

均等割額		所得割額		保険料(年額)
40,907円	+	{前年の総所得金額等-基礎控除(33万円)}×8.30%	=	(限度額57万円)

均等割額と所得割額については所得によって軽減措置がなされていますが、今回はこの基準が見直されます。

## 均等割額の軽減判定基準の見直し

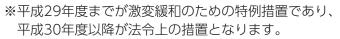
均等割額の軽減措置のうち、「5割軽減」と「2割軽減」の判定基準が見直され、拡充します。

軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の前年の総所得金額等を合計した額	軽減後の 均等割額
9割軽減	軽減 33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で その他各種所得がない場合	
8.5割軽減	33万円以下の場合	6,136円
5割軽減	33万円+( <mark>27万円*1×世帯の被保険者数)以下の場合 ※1 平成28年度は26万5千円でした。</mark>	20,453円
2割軽減	33万円+( <mark>49万円</mark> *2×世帯の被保険者数)以下の場合 ※2 平成28年度は48万円でした。	32,725円

## 所得割額軽減特例の段階的見直し

基礎控除後の総所得金額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の被保険者の所得割額軽減特例が段階的に見直され、平成29年度は「2割軽減」、平成30年度以降は「軽減なし」となります。なお、上記金額が0円(年金収入で153万円以下)の場合は、所得割額はかかりません。

現在(平成28年度)	平成29年度	平成30年度以降
5割軽減	2割軽減	軽減はありません





# 元被扶養者の均等割額軽減特例の段階的見直し

後期高齢者医療制度の資格取得前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった方の、均等割額軽減特例が 段階的に見直されます。平成29年度は「**7割軽減**」、平成30年度は「**5割軽減**」、平成31年度以降は「**資格取得後2年間に限り5割軽減」**となります。なお、所得割額は引続きかかりませんが、国において賦課が検討されています。

現在(平成28年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	5割軽減 (資格取得後2年間)

※平成30年度までが激変緩和のための特例措置であり、平成31年度以降が法令上の措置となります。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111 (内線138) 長野県後期高齢者医療広域連合 電話026-229-5320